

平成 2 1 年度

狛江市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

狛江市監査委員

(写)

狛監委発第100038号
平成22年8月26日

狛江市長 矢野 裕 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

同 白井 明

平成21年度狛江市健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成21年度狛江市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成21年度狛江市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の期間

平成22年7月30日から平成22年8月25日まで

第2 審査の対象

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の手続

平成21年度狛江市健全化判断比率及び資金不足比率審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して作成されているか、また、計数等に誤りはないか等を主眼に置き、関係書類との照合、関係職員からの説明聴取により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次に示す健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.84	20.00
連結実質赤字比率	-	17.84	40.00
実質公債費比率	7.5	25.0	35.0
将来負担比率	74.6	350.0	-

- (注) 1 上記表中の「-」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。
なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス比率(実質収支の黒字等)となるためである。
- 2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

2 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	平成 21 年度	経営健全化基準
狛江市公共下水道特別会計 資金不足比率		20.0

- (注) 1 上記表中の「-」は、公共下水道特別会計に資金不足額がないことを表している。
2 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の数値は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。なお、一般会計等には、一般会計、受託水道事業特別会計が含まれる。

本市の早期健全化基準は12.84%であるが、一般会計等の実質収支額の合計が黒字であり実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率は昨年度に引き続き算定されなかった。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等のほか全ての会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。なお、一般会計等、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、駐車場事業特別会計及び公共下水道特別会計が該当となる。

本市の早期健全化基準は17.84%であるが、一般会計等のほか全ての会計の実質収支額の合計が黒字であり連結実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率は昨年度に引き続き算定されなかった。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は25.0%であるが、実質公債費比率は昨年度と比較して1.3ポイント減少し7.5%であり、基準を下回り健全な範囲内といえる。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の早期健全化基準は350.0%であるが、将来負担比率は昨年度と比較して10.9ポイント減少し74.6%であり、基準を下回り健全な範囲内といえる。

(5) 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業（公共下水道特別会計が該当）の資金不足を表すものである。

本市の経営健全化基準は20.0%であるが、資金不足額が生じていないことから、資金不足比率は昨年度に引き続き算定されなかった。

第5 意見及び要望

平成21年度審査において、健全化判断比率の4つの比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。しかし、これらの比率は財政健全化法による算出根拠に基づいた指標であり、財政状況を考える際には、他の財政指標も合わせて考える必要があることに留意しなければならない。

昨今、地方財政を取り巻く財政環境が大変厳しい状況となっている中、第3次基本構想・前期基本計画に位置づけられた施策を実現するためにも、収支均衡のとれた財政運営の確立を目指し、長期的な財政の健全性が確保できるよう、引き続き行財政改革の取り組みに努められることを要望する。